

文京区成年後見中核機関の設置等について

1 事業目的

成年後見制度利用促進計画に規定する権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築することで、成年後見制度の利用促進を図ることを目的とする。

2 事業概要

地域連携ネットワークを推進する中核機関を文京区社会福祉協議会に委託し、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、福祉・法律の専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図るとともに、後見人の担い手の育成等の検討を行う。

(1) 中核機関による取組み

- ・法律・福祉の専門職による専門的助言等の支援、各種専門職団体や関係機関の協力・連携強化を協議する「協議会」（権利擁護支援連携協議会・実務者会議）の運営。
- ・地域の事業所等に向けたパンフレットの作成や講座の実施 等

(2) 権利擁護センターの機能強化

- ・区民や地域の相談支援機関等からの相談対応の強化
- ・中核機関との連携 等

3 事業効果

- ・中核機関としての取組みが、権利擁護センターの諸事業と連携して実施できることで、本人及び本人に身近な人が制度利用の必要性に気づき、地域の相談支援機関につながりやすくなる。
- ・専門的助言等の支援が受けられることによって、適切な制度利用につなぐことができるようになる。
- ・取組みの蓄積により、制度の利用が促進されるとともに、財産管理や日常生活に支障がある者を支え合う、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築が図られる。

4 事業開始予定

令和3年4月